

消防予第 45 号  
令和 5 年 1 月 23 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

神戸市兵庫区で発生した共同住宅火災を受けた防火対策の注意喚起について

令和 5 年 1 月 22 日に神戸市兵庫区で発生した共同住宅火災では、死者 4 名、負傷者 4 名の被害が発生しています（別紙参照）。

当庁では、現地に職員を派遣し、関係機関と協力のうえ、情報収集を行っているところです。現時点で、出火原因等は特定されていませんが、類似の火災発生を防止するため、下記 1 の防火対象物に対して、下記 2 の防火対策に係る注意喚起を行い、その徹底を図るようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知をお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 注意喚起の対象とする防火対象物

延べ面積が 500 m<sup>2</sup>未満の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第一（5）項口に掲げる防火対象物のうち、自動火災報知設備が設置されていないもので、次の(1)及び(2)に該当するもの。

(1) 延べ面積を収容人員で除した数が 10 に満たないもの。

※ 次表の上欄に掲げる延べ面積の区分に応じ、収容人員が同表下欄に掲げる数値を超えることを目安とされたいこと。

延べ面積	100 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>	300 m <sup>2</sup>	400 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>
収容人員	10	20	30	40	50

(2) 廊下が外気に開放されていないもの。

## 2 防火対策の推進

建物関係者に対して別添のリーフレットを活用し、以下の項目について指導されたいこと。

- (1) 避難経路を再確認するとともに、避難の妨げとなる物を置かないこと。
- (2) 消火器の設置場所を確認し、初期消火要領を習得すること。
- (3) 火災発見時に他の入居者等に大声で火災の発生を知らせること。
- (4) 住宅用火災警報器を設置し、適切に維持管理すること。
- (5) たばこ、ストーブ等の火気使用設備や電気コンセント等の適切な使用及び次の出火防止対策を徹底すること。
  - ・ 寝たばこはしないこと。また、灰皿には水をいれ、吸い殻は必ず水に浸してから捨てること。
  - ・ ストーブやヒーターは、可燃物の近くで使用しないこと。また、就寝時にはスイッチを切ること。
  - ・ ガスこんろの周囲に物を置かないこと。また、そばを離れるときは必ず火を消すこと。
  - ・ 電気コンセントはたこ足配線にしないこと。また、劣化した電気コードを使用しないこと。

## 3 その他

1の対象について、住宅用火災警報器を交換する際は、連動型住宅用火災警報器を積極的に設置するよう指導することが望ましいこと。

## 神戸市兵庫区で発生した共同住宅火災（第1報）

消防庁予防課  
令和5年1月22日  
12時00分現在

（※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。）

（消防本部からの情報）

## 1 発生日時等

発生時刻：令和5年1月22日 1時17分  
覚知時刻：令和5年1月22日 1時37分  
鎮圧時刻：令和5年1月22日 2時39分  
鎮火時刻：令和5年1月22日 4時24分

## 2 発生場所

住 所：神戸市兵庫区湊町1丁目  
用 途：共同住宅

## 3 火元建物概要

構 造：耐火造  
階 数：地上3階建て  
延べ面積：292.215㎡

## 4 被害状況

## (1) 人的被害

・死者 4名  
・重症 4名

## (2) 建物被害

26㎡焼損

## 5 消防庁の対応

1月22日（日） 5時00分 消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）  
8時30分 情報連絡員として、消防庁予防課職員2名を現地に派遣

## 消防署からのおしらせ

### 火災になった時に命を守るために

- ① 避難経路を確認し、避難の妨げになる物を置かない。
- ② 消火器の設置場所と使用方法を確認する。
- ③ 火災の時は、大声で周りに知らせながら逃げる。
- ④ 住宅用火災警報器を設置し点検する。

### お宅で火を出さないために

- ① 寝たばこはしない。灰皿には水を入れる。  
吸い殻は必ず水に浸してから捨てる。
- ② ストーブやヒーターは、布団や洗濯物など燃えやすい物の近くで使わない。就寝時にスイッチを切る。
- ③ ガスこんろの周りに、物を置かない。  
そばを離れる時は、必ず火を消す。
- ④ コンセントは、たこ足配線しない。  
劣化した電気コードを使用しない。

